

2025年10月

企業会計基準適用指針公開草案第89号

関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）

企業会計基準適用指針公開草案第89号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（改正2024年9月13日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第13号 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針</p> <p>2006年（平成18年）10月17日 改正2024年9月13日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第13号 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針</p> <p>2006年（平成18年）10月17日 改正2024年9月13日 企業会計基準委員会</p> <p><u>本適用指針は、2024年11月1日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」（2024年11月1日公表）</u>
<p>適用指針 関連当事者との取引に関する開示 信用減損債権</p> <p>8. 関連当事者に対する債権が<u>信用減損債権</u>に該当する場合、以下の項目を開示する（会計基準第10項(8)）。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 当期の貸倒損失額（<u>信用減損債権以外</u>に区分されている場合</p>	<p>適用指針 関連当事者との取引に関する開示 貸倒懸念債権及び破産更生債権等</p> <p>8. 関連当事者に対する債権が<u>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</u>に該当する場合、以下の項目を開示する（会計基準第10項(8)）。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 当期の貸倒損失額（<u>一般債権</u>に区分されている場合において</p>

公開草案	現行
<p>において貸倒損失が生じた場合も含む。) 開示にあたっては、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。</p> <p>また、関連当事者に対する<u>金融保証契約の貸借対照表価額や予想信用損失に係る損益計上額</u>なども開示対象となり、上記の<u>信用減損債権</u>の取扱いに準じて開示する。</p> <p>なお、連結財務諸表においては、連結子会社に対する債権で相殺消去の対象とされているものに係る貸倒引当金及び貸倒損失等は、開示対象外とする。</p>	<p>貸倒損失が生じた場合も含む。) 開示にあたっては、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。</p> <p>また、関連当事者に対する<u>債務保証損失引当金の期末残高や繰入額</u>なども開示対象となり、上記の<u>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</u>の取扱いに準じて開示する。</p> <p>なお、連結財務諸表においては、連結子会社に対する債権で相殺消去の対象とされているものに係る貸倒引当金及び貸倒損失等は、開示対象外とする。</p>
<p>資金貸借取引、<u>金融保証契約による保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>9. 資金貸借取引、<u>金融保証契約による保証等</u>及び担保提供又は受入れについて開示する場合には、以下の内容を記載する(会計基準第10項(4)及び(6))。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>金融保証契約による保証等</u> 保証債務等(被保証債務等)の<u>未決済残高</u>を取引金額として記載する。また、保証等をしているのか、保証等を受けているのかの別がわかるよう、その内容を注記において具体的に記載する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>資金貸借取引、<u>債務保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>9. 資金貸借取引、<u>債務保証等</u>及び担保提供又は受入れについて開示する場合には、以下の内容を記載する(会計基準第10項(4)及び(6))。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>債務保証等</u> 保証債務等(被保証債務等)の<u>期末残高</u>を取引金額として記載する。また、保証等をしているのか、保証等を受けているのかの別がわかるよう、その内容を注記において具体的に記載する。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>重要性の判断基準 関連当事者が法人の場合</p> <p>15. 関連当事者が法人グループ(第13項(1)から(3)参照)である場</p>	<p>重要性の判断基準 関連当事者が法人の場合</p> <p>15. 関連当事者が法人グループ(第13項(1)から(3)参照)である場</p>

公開草案	現行
<p>合、以下の関連当事者との取引を開示対象とする。</p> <p>なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合、連結損益計算書項目、連結貸借対照表項目、税金等調整前当期純損益は、それぞれ、損益計算書項目、貸借対照表項目、税引前当期純損益と、適宜読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引並びに<u>金融保証契約による保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>① その金額が総資産の1%を超える取引</p> <p>② 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が総資産の1%以下であっても、取引の発生総額（資金貸付額等）が総資産の1%を超える取引（ただし、取引が反復的に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には、期中の平均残高が総資産の1%を超える取引を開示することもできる。）</p> <p>③ 事業の譲受又は譲渡の場合には、譲受又は譲渡の対象となる資産や負債が個々に取引されるのではなく、一体として取引されると考えられることから、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の1%を超える取引</p>	<p>合、以下の関連当事者との取引を開示対象とする。</p> <p>なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合、連結損益計算書項目、連結貸借対照表項目、税金等調整前当期純損益は、それぞれ、損益計算書項目、貸借対照表項目、税引前当期純損益と、適宜読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引並びに<u>債務保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>① その金額が総資産の1%を超える取引</p> <p>② 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が総資産の1%以下であっても、取引の発生総額（資金貸付額等）が総資産の1%を超える取引（ただし、取引が反復的に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には、期中の平均残高が総資産の1%を超える取引を開示することもできる。）</p> <p>③ 事業の譲受又は譲渡の場合には、譲受又は譲渡の対象となる資産や負債が個々に取引されるのではなく、一体として取引されると考えられることから、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の1%を超える取引</p>
<p>資金貸借取引、<u>金融保証契約による保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>17. 資金貸借取引、<u>金融保証契約による保証等</u>及び担保提供又は受入</p>	<p>資金貸借取引、<u>債務保証等</u>及び担保提供又は受入れ</p> <p>17. 資金貸借取引、<u>債務保証等</u>及び担保提供又は受入れに関する重要</p>

公開草案	現行
<p>れに関する重要性の判断については、以下のように行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>金融保証契約による保証等</u> <u>金融保証契約による保証等の重要性の判断は、期末における保証債務等（被保証債務等）の未決済残高の金額で行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>性の判断については、以下のように行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>債務保証等</u> <u>債務保証等の重要性の判断は、期末における保証債務等（被保証債務等）の金額で行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>適用時期等</p> <p><u>21-3. 20XX年改正の本適用指針（以下「20XX年改正適用指針」という。）の適用時期は、20XX年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>適用時期</p> <p>（新 設）</p>
<p><u>21-4. 20XX年改正適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p><u>23-A1. 20XX年改正適用指針においては、20XX年の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを導入することに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、所要の改正を行った。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>（新 設）</p>
<p>適用時期等</p>	

公開草案	現行
35. <u>20XX 年の本適用指針の改正は、20XX 年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX 年改正適用指針の適用時期は 20XX 年改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本実務指針第 21-3 項参照）。</u>	(新 設)
36. <u>また、20XX 年改正適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（第 21-4 項参照）。</u>	(新 設)

以 上

企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（改正2024年9月13日）の開示例を次のように改正する（追加は下線、削除は取消線で示している。）。

参考（開示例）

以下の開示例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

1. 関連当事者との取引

（略）

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
関連会社 (当該関連 会社の子会 社を含む)	D社	県市	×××	情報処理 サービス 業	所有 直接25%	役務の受入れ 役員の兼任	コンピュータ・プログラムの外注 (注1) 増資の引受 (注2)	××× ×××	支払手形 及び買掛金 —	××× —
	E社 (注3)	県市	×××	〇〇業	所有 直接60%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注4) 利息の受取 (注4)	××× ×××	長期貸付金 (注8) その他の 流動資産	××× ×××
	F社	県市	×××	〇〇業	なし	なし	債権放棄(注 5)	×××	—	—
	G社	県市	×××	〇〇業	所有 直接25%	××の販売 役員の兼任	××の売上 (注6)	×××	信用減損更生 債権その 他これに準ず る債権 (注8)	×××
	H社	県市	×××	〇〇業	所有 直接30%	資金の援助	資金の貸付 (注7)	×××	信用減損更生 債権その 他これに準ず る債権 (注8)	×××

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) コンピュータ・プログラムの外注については、D社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定している。
- (注2) 当社がD社の行った第三者割当増資を1株につき××円で引き受けたものである。
- (注3) 共同支配企業である。
- (注4) E社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、半年賦返済としている。なお、担保は受け入れていない。

- (注 5) 債権放棄については、経営不振のF社の清算終了により行ったものである。
- (注 6) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定している。
- (注 7) 資金の貸付については、×年×月より無利息としている。
- (注 8) 関連会社（当該関連会社の子会社を含む。）への信用減損債権更生債権等に対し、合計×××百万円の貸倒引当金を計上している。また、当連結会計年度において合計×××百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。（*）

（*）会計基準第 10 項(8)なお書きにより、関連当事者の種類ごとに関連当事者に対する信用減損債権貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報を合算して記載する場合、上記のように表中の債権に対するものを記載する方法の他、表中に脚注番号を振らず、すべての関連会社（当該関連会社の子会社を含む。）の信用減損債権貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の合計額を脚注の下に別途文章で記載することもできる。

（略）

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)及びその近親者	a			L社代表取締役	被所有 直接 10%	前当社取締役 L社は当社の販売代理店	L社への〇〇製品の販売(注1)	×××	信用減損 更生債権 その他 これに準 ずる債権 (注11)	×××
	b			—	なし	aの配偶者	〇〇支店用地予定の土地の購入(注2)	×××	その他の流動負債	×××
	c			—	なし	aの父 土地の賃借	リース負債の返済(注3) 利息の支払(注3)	×××	リース負債	×××
役員及びその近親者	d			当社相談役	被所有 直接 1%	土地の賃借	リース負債の返済(注3) 利息の支払(注3)	×××	リース負債	×××
	e			当社取締役	被所有 直接 0.5%	金融保証契約による債務保証	金融保証契約による債務保証(注4) 保証料の受入れ(注4)	×××	—	—
	f			当社取締役	被所有 直接 0.5%	金融保証契約による債務被保証	当社銀行借入に対する金融保証契約による債務被保証(注5)	×××	—	—
	g			当社取締役 M社代表取締役専務	被所有 直接 1%	M社は商品仕入先	M社からの商品仕入れ(注6)	×××	支払手形及び買掛金	×××
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	N社(注7)	県市	×××	不動産業	なし	倉庫の賃借	使用権資産の取得(注8) リース負債の返済(注8) 利息の支払(注8)	×××	リース負債	×××
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	P社(注9)	県市	×××	建設業	なし	なし	〇〇工場の建物の建設(注10)	×××	その他の流動負債	×××

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定している。
- (注2) 近隣の取引実勢等に基づいて決定している。
- (注3) 近隣の地代を参考にした価格によっている。
- (注4) eの銀行借入(×××百万円、期限××年)につき、金融保証契約による債務保証を行ったものであり、年率××%の保証料を受領している。
- (注5) 当社は、銀行借入に対して取締役fより金融保証契約による債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
- (注6) gが第三者(M社)の代表者として行った取引であり、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っている。
- (注7) 当社の主要株主aが議決権の100%を直接所有している。
- (注8) リース料については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上金額を決定している。なお、使用権資産は、「建物及び構築物」に含めて表示している。
- (注9) 当社役員dが議決権の51%を直接保有している。
- (注10) 数社からの見積りを勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等であ

る。
(注 11) 主要株主への信用減損更生債権等に対し、×××百万円の貸倒引当金を計上している。また、当連結会計年度において×××百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

(略)

以 上